

海上自衛隊 舞鶴飛行場の紹介について

～ 航空交通の安全のために ～



海上自衛隊 第23航空隊



はじめに

～ 海上自衛隊 第23航空隊 舞鶴飛行場の紹介 ～

海上自衛隊の飛行場所在地

ろくまる※



※ 海上自衛隊 第21航空群 マスコットキャラクター

舞鶴飛行場は、日本海側唯一の海上自衛回転翼隊飛行場として平成13年3月に運用を開始しており、現在は千葉県館山市に司令部を置く第21航空群隷下に所属しています。

第23航空隊は、主として舞鶴港を母港とする護衛艦に当隊所属の回転翼哨戒機を搭載させ、護衛艦とともにあらゆる任務に従事しており、遠くはソマリア沖アデン湾における海賊対処行動などにも参加しています。

その他、舞鶴飛行場において、ドクターヘリの急患輸送にかかる運航支援をはじめ、官公庁に所属するヘリコプターの運航支援を実施しています。

舞鶴飛行場に配備されている航空機

～ 海上自衛隊 舞鶴飛行場の航空機を紹介 ～

SH-60K



性能要目

全長：19.8m
 全幅：16.4m
 高さ：5.4m
 重量：10.7ton
 巡航速力：120Kt
 航続時間：約3.5時間
 乗員：4名



ろくまる



舞鶴飛行場の位置等

～ 海上自衛隊 第23航空隊 舞鶴飛行場の位置を紹介 ～

- 📍 所在地
京都府舞鶴市字長浜731番地20
- 📍 名称、種類及び等級
舞鶴飛行場 陸上ヘリポートc級
- 📍 標点(世界測地系)
北緯35度29分26秒 東経135度22分38秒
- 📍 滑走路
400m×45m (RWY 12/30)

舞鶴飛行場



舞鶴飛行場の航空交通管制業務

～ 海上自衛隊 舞鶴飛行場の管制業務を紹介 ～

飛行場管制業務

管制業務の風景



舞鶴管制圏



管制業務の概要

舞鶴飛行場で離着陸する航空機及び管制圏を通過する航空機並びに舞鶴飛行場周辺を飛行する航空機に対する管制業務、飛行に必要な航空交通情報等を提供する業務を実施しています。

運用時間

原則として、月曜日～金曜日
朝8時から16時45分まで
運用時間外に舞鶴飛行場において離着陸を要求する場合は、1時間前の事前要求※1により、関係員を招集して運用を開始します。ただし、緊急着陸を要する場合は、この限りではありません。

管制業務の範囲

国交省告示で示される管制圏を有しており、その範囲は舞鶴飛行場標点を中心として半径7km(4NM)、高さ1,200m(4,000ft)の空域です。
また、管制圏は管制業務運用時間内外にかかわらず、不変の存在です。

※1：離着陸の要求先
第23航空隊 運用幕僚
☎0773-62-9100
内線5324

舞鶴飛行場を利用する航空機の進出入経路

～ 海上自衛隊 舞鶴飛行場のコース・ルールを紹介 ～

各ポイントの位置・通過高度

ポイント	標点から	通過高度
バクチポイント	330° - 5.0nm	700ft
三本松ポイント	300° - 1.8nm	700ft
イーストポイント	100° - 2.5nm	3,000ft以上
サウスウェストポイント	235° - 4.0nm	1500ft以上



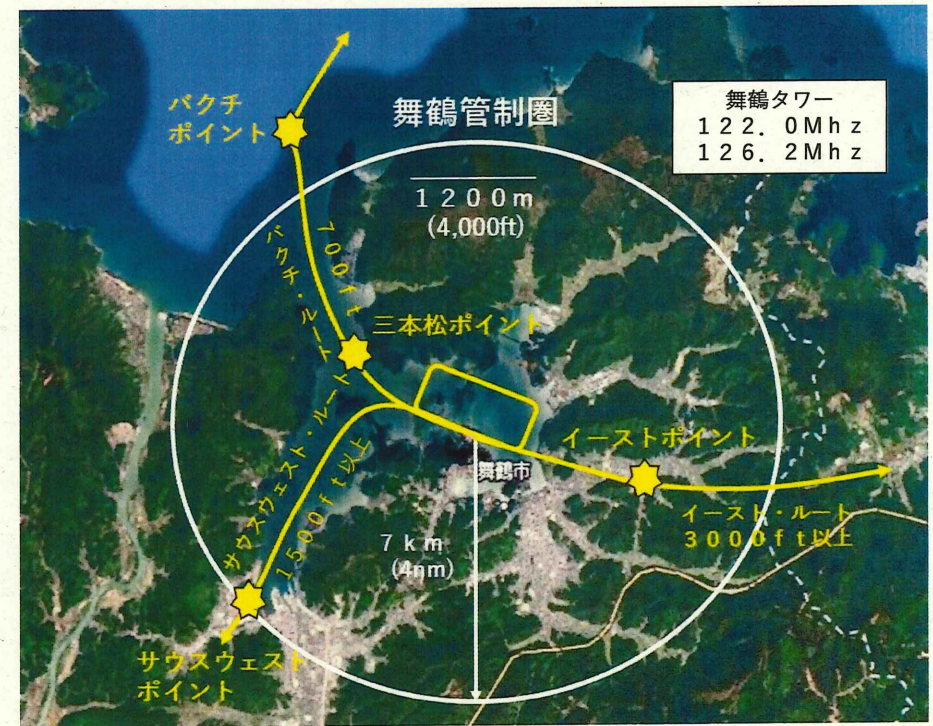
舞鶴飛行場を利用する航空機の場周経路

～ 海上自衛隊 舞鶴飛行場のコース・ルールを紹介 ～



舞鶴飛行場周辺を飛行する際の注意点

舞鶴飛行場の特徴	注意点
<p>☞ 原則として、月曜日から金曜日、朝8時から16時45分までの時間運用で管制業務を実施していますが、任務、訓練等で運用時間外でも管制業務を運用している場合があります。</p> <p>☞ 舞鶴飛行場は、山岳に囲まれた狭隘な環境であり、レーダーにより周辺空域を監視していますが、管制塔からの目視可能範囲が限定的です。</p>	<p>舞鶴飛行場周辺を飛行する場合は、舞鶴タワーに通信設定※2を行ってください。管制機関から航空交通情報を提供いたします。</p> <p>※2：122.0MHz又は126.2MHz</p>



舞鶴管制圏の無許可進入事案について

～ 令和6年度 管制圏無許可進入事案（2件）の紹介 ～

令和6年8月24日（土）	令和6年9月14日（土）
<p>南西から北東へ飛行</p> <p>舞鶴管制圏 1200m (4,000ft) 2000ftで通過</p> <p>凡例：● 管制圏無許可進入場所</p>	<p>北西から北東へ飛行</p> <p>舞鶴管制圏 1200m (4,000ft) 3200ftで進入 4000ftで離脱</p> <p>凡例：● 管制圏無許可進入場所</p>
<p>✎ 事案発生時間 1120i 天候：晴れ</p> <p>✎ 対象機 ロビンソン66（個人所有機）</p> <p>✎ 飛行計画 甲南空港経由富山空港への飛行</p> <p>✎ 通過高度 2000ft</p>	<p>✎ 事案発生時間 0946i 天候：晴れ</p> <p>✎ 対象機 セスナ172（個人所有機）</p> <p>✎ 飛行計画 名古屋空港→名古屋空港の飛行</p> <p>✎ 通過高度 3200ft～4000ft</p>

上記管制圏無許可通過事案は、2件とも通常は管制業務運用時間外の時間帯ですが、海上自衛隊の任務、訓練等の所要により、航空機の運航及び管制業務が運用している状況下で生起しました。

管制業務運用時間外であっても、管制圏を無許可で通過することは、航空法違反となることに加え、航空機相互間の異常接近をはじめ、最悪の場合は空中衝突等、航空交通の安全に重大な影響を及ぼす可能性があります。

管制業務運用時間外における管制圏の通過（まとめ）

舞鶴管制圏の存在	飛行前の連絡調整
<p>✎ 管制業務運用時間外でも管制圏は不変の存在であり、かつ、任務又は訓練等で管制業務が運用している場合あり。</p> <p>✎ 管制圏無許可通過は、航空法第95条に違反するだけでなく、異常接近、空中衝突等、航空交通の安全に重大な影響を及ぼす恐れあり。</p>	<p>【まずは】 管制業務運用時間外に舞鶴管制圏を通過する必要がある場合は、飛行開始前までに舞鶴ベースオペレーション※3に電話連絡し、管制業務の運用状況、当日の飛行情報を確認してください。</p> <p>【次に】 電話確認の結果、管制業務が運用していない場合は、舞鶴ベースオペレーション担当者から口頭で舞鶴管制圏通過の許可を得てください。</p> <p>【飛行開始後に】 舞鶴管制圏に近づいた際には、管制業務運用の確認のため、122.0MHz又は126.2MHzで舞鶴タワーを呼び出してください。</p> <p>【呼び出した結果】 舞鶴タワーからの応答がない場合であっても、舞鶴管制圏を離脱するまでは、当該周波数の聴取を継続してください。</p> <p>※3：舞鶴ベースオペレーション 0773-62-9100 内線：5345又は5346（24時間）</p>

すべては

～ 航空交通の安全のために ～